

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に
関する検討会 運営要領

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に
関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定
めるところによるものとする。

1. 協議事項

- (1) 基本計画の策定に関する事
- (2) 基本計画の目標の達成状況に関する事
- (3) 本法律の関連施策に関する事
- (4) その他医療機器の研究開発及び普及の促進に関する、関係者の連携及び協
力に関する事

2. 構成等

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選により選任する。座長は座長代理を指
名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致すること
ができる。

3. 会議の公開

検討会は、原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護
に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害され
るおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障がある場合など、必要がある
と座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。

4. 資料及び議事録

検討会の資料及び議事録は、後日ホームページにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が特に必要と認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

5. 守秘義務

構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6. タスクフォースの設置

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ってタスクフォースを設置することができる。
- (2) タスクフォースの構成員及び協議事項は別に定める。

7. 庶務

会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、厚生労働省において処理する。

8. その他

この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。

9. 名称の変更

令和3年11月1日より、名称を「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する協議のためのワーキンググループ」から「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する検討会」へ変更する。